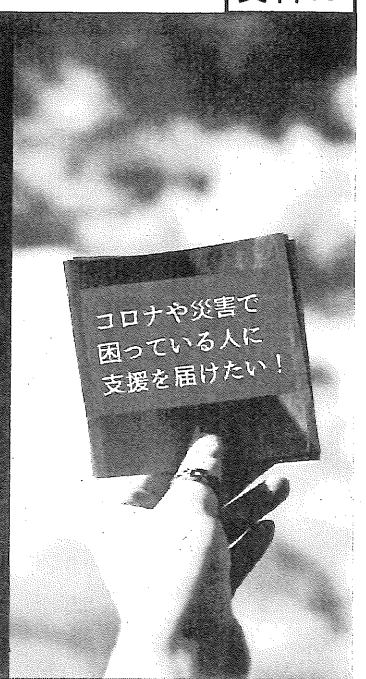


まちづくりスタートアップ補助金

# 広川町を よりよくする取組 を応援します！

補助額：1事業10万円（補助率10/10）

応募〆切：令和2年8月14日(金)



## ■こんな団体におススメです！

- ★「新型コロナウイルスで困っている子ども達、高齢者、障がい者、外国人、地域の人等に支援を届けたい」
  - ★「広川町で地域貢献したい」
  - ★「自己資金がないけど、広川町でワクワクすることを始めてみたい」
- この補助金を活用すると、自己負担が少なく取組を始めることができます。（※一部補助対象外経費有）

## ■こんな取組を応援します！

- ①行政提案型事業 婚活、男女共同参画の取組、複数の地域（行政区）が連携・協働する地域活動
- ②自由提案型事業 その他のテーマで企画提案する取組

## ■補助金の内容

広川町では、「協働のまちづくり」を進めています。この補助金は、自ら地域の課題に取り組み、地域の活力を生み出そうとする団体を応援する補助金です。



↑国際交流のイベント

↑婚活イベント

## ■例えば、こんな取組です！

- ★環境美化（道路、公園等の清掃）活動
- ★高齢者と若者との交流の場づくり
- ★障がい者へのレクリエーション
- ★婚活イベントなど

## ■補助の対象となる団体

町内で社会貢献活動を行う3人以上で構成されたNPO・ボランティア団体、協議体、企業等

- ①町内に活動拠点を有し、事業を履行できる3人以上で組織された団体
- ②広川町暴力団排除条例第2条第1項に該当する団体又はそれらと密接な関係を有しない団体
- ③組織の運営に関する規則、定款、規約、会則又はこれに準ずるものを持っている団体
- ④事業の連絡責任者が特定され、かつ主体的に事業を実施できる団体
- ⑤町や官公署から助成を受け、又は助成を受けることになっている団体

主催・問合せ/応募先

広川町役場協働推進課まちづくり係

TEL: 0943-32-1196 FAX: 0943-32-4287

E-mail: matidukuri@town.hirokawa.lg.jp

↓詳しくは、裏面へ



# 募集から事業実施までの流れ

1

## 申請書作成・提出

8月14日までに、募集要領や記入例を参考に申請書を記入の上、広川町役場協働推進課まで、持参または郵送で提出してください。

申請書の作成にあたり個別に書き方等を協働推進課の窓口又はメールでお伝えします。

ご不明な点等は、お気軽にご相談ください。



2

## 申請内容の聞き取り

広川町役場協働推進課が事業の企画・広報・資金調達などの聞き取りや助言を行います。



3

## 審査・採択決定

提出した申請書の審査を行います。事業の効果が期待できるか、予算が適切か等の審査基準に基づいて審査を行います。

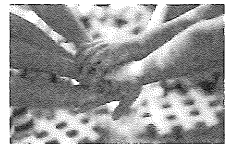
採択決定後、資金がなく事業実施が困難な団体は、補助金の事前交付を認める場合があります。



4

## 事業実施

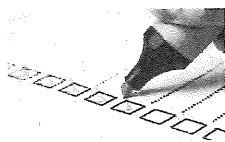
団体が主体的に事業を進めていきます。必要な場合は、各担当課が助言や広報等の協力を行います。



5

## 報告書の提出

事業終了後の20日以内もしくは、3月31日のいずれか早い日までに報告書及び広報記事等を提出してください。報告書を審査の上、補助金を交付します。



詳しくは、  
広川町のホームページをご覧ください。